

青梅市中小企業振興資金等融資制度

2025年1月10日現在

	資金名	期 間	利 率（年 利）			
			利 率	利子補給	本人負担	
中小企業資金	運 転 金 ※1	1年以内	0.90	0.36	0.54	
		3年以内	1.00	0.40	0.60	
		5年以内	1.10	0.44	0.66	
		7年以内	1.30	0.52	0.78	
	設 備 金 ※2	5年以内	1.10	0.44	0.66	
		7年以内	1.30	0.52	0.78	
		10年以内	1.60	0.64	0.96	
	小口緊急 対策資金 ※3	1年以内	0.90	0.90	0.00	
		3年以内	1.00	0.50	0.50	
		5年以内	1.10	0.55	0.55	
		7年以内	1.30	0.65	0.65	
	開業資金 ※4	運 転	1年以内	0.90	0.90	0.00
			3年以内	1.00	0.50	0.50
			5年以内	1.10	0.55	0.55
			7年以内	1.30	0.65	0.65
		設 備	5年以内	1.10	0.55	0.55
7年以内			1.30	0.65	0.65	
小口零細企業保証資金 ※6	運 転 金	1年以内	0.90	0.45	0.45	
		3年以内	1.00	0.50	0.50	
		5年以内	1.10	0.55	0.55	
		7年以内	1.30	0.65	0.65	
	設 備 金	5年以内	1.10	0.55	0.55	
		7年以内	1.30	0.65	0.65	
		10年以内	1.60	0.80	0.80	
	小口緊急 対策資金 ※5	1年以内	0.90	0.90	0.00	
		3年以内	1.00	0.50	0.50	
		5年以内	1.10	0.55	0.55	
		7年以内	1.30	0.65	0.65	

【長期プライムレート】

2.00 %

【短期プライムレート】

1.625 %

- (1) 利率は、短期プライムレートが変動した場合に変更となります。
- (2) 中小企業資金「運転資金」※1、「設備資金」※2の据置期間における本人負担利率は、「6ヶ月を限度に契約利率の4/10」になります。
- (3) 中小企業資金の「小口緊急対策資金」※3、「開業資金」※4、及び小口零細企業保証資金の「小口緊急対策資金」※5は、融資実行日から1年間に限り全額利子補給されます。
- (4) 信用保証協会の保証を受けた場合、保証料は「1/2補助」となり、「1/2は自己負担」です。ただし、中小企業資金の「小口緊急対策資金」※3、「開業資金」※4、及び「小口零細企業保証資金」※6は、「全額補助」されます。